平成２８年（フ）第３９号
奈良県生駒市元町２丁目３番６号　清風荘31
債務者　成重　徹也
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２０号
奈良県橿原市石川町305番地　剣ヶ池マンション１号室
債務者　東　　紀子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
鳥取県境港市東本町13番地、旧住所鳥取県境港市花町131番地２
債務者　瀬山　久子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２３号
鳥取県米子市目久美町32番地11　リヴェール目久美106号、旧住所鳥取県米子市道笑町３丁目228番地３
債務者　宇田　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２６号
鳥取県米子市浦津162番地２、旧住所鳥取県米子市蚊屋746番地
債務者　渡部　隆男
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２７号
鳥取県米子市浦津162番地２、旧住所鳥取県米子市蚊屋746番地
債務者　渡部　静子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８号
広島県三原市円一町５丁目２番２－403号
債務者　上原　憲治
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第９号
広島県三原市円一町５丁目２番２－403号
債務者　上原　志穂
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第８号
徳島県徳島市一宮町西丁120番地
債務者　吉本美千代
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
愛媛県松山市内浜町１番14号
債務者　藤岡小夜子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
愛媛県松山市南久米町94番地１
債務者　中岡　正雄
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
愛媛県松山市福音寺町688番地１　ベルメゾン福音寺113号
債務者　泉　　恵美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２号
愛媛県松山市生石町450番地５　フォブールオークＡ102号
債務者　淺野　　博
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３号
福岡県飯塚市小正226番地１　雅101
債務者　篠木　美里
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３号
長崎県対馬市厳原町東里４番地桟原団地15棟501、前住所長崎県対馬市厳原町今屋敷746番地
債務者　阿比留高紀
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第４号
大分県別府市幸町１番25号　レオネクストディライトⅡ104号
債務者　清水　芽美（旧姓久門）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
大分市中央町３丁目２番26号（マイフ若草302）
債務者　芦刈　美佳
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係